

履 修 規 程

国 際 共 生 学 部 履 修 規 程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学学則(以下「学則」という)にもとづき、入学から卒業までの授業科目(以下「科目」という)の履修登録、受講、単位修得方法等に関し必要な事項を定める。

別表 6 教育課程表

専門必修科目 [English for Global Citizens]	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
Academic Writing I	4				GCNS1011
Academic Writing II	4				GCNS1012
Integrated Language Skills	4				GCNS1021
Interpersonal Communication	4				GCNS1022
Global Communication I	4				GCNS1031
Global Communication II	4				GCNS1032
Language & Society		4			GCNS2041
Diversity & Equality in Contemporary Literature		4			GCNS2042

専門選択必修科目	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
Digital Literacy I	4				DECD1111
Digital Literacy II	4				DECD1112
Foundation for Global Engagement A		4			DECE2211
Foundation for Global Engagement B		4			DECE2221
Foundation for Global Engagement C		4			DECE2231
Capstone A				4	DECC4311
Capstone B				4	DECC4321
Capstone C				4	DECC4331

専門選択科目 [Humanities 科目群]	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
Survey in Literature I	4				HMLT1411
History of Asia I	4				HMHI1511
Topics in Art I	4				HMTC1611
Survey in Literature II		4			HMLT2412
Art Across Cultures		4			HMTC2621
Intercultural Communication		4			HMTC2631
Topics in Literature			4		HMLT3421
Japanese Literature			4		HMLT3422
History of Asia II			4		HMHI3512
Topics in History			4		HMHI3521
Topics in Art II			4		HMTC3612
Media and Culture A			4		HMTC3641
Media and Culture B			4		HMTC3651
Religion and Philosophy			4		HMTC3661
Seminar in Philosophy			4		HMTC3671
Seminar in Religion			4		HMTC3681
Japanese	6				HMJ1011
Japanese Reading & Writing	4				HMJ1021

専門選択科目 [Social Sciences 科目群]	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
Survey in International Politics	4				SSPS1411
Introduction to Cultural Anthropology	4				SSCA1511
Survey in Sociology	4				SSSO1611
Foreign Policy		4			SSPS2421
International Politics		4			SSPS2412
Global Service Learning		4			SSSO2621
Comparative Politics I		4			SSPS2431
Global Diplomacy and Asia			4		SSSO3621
History of International Politics			4		SSPS3421
Cultural Anthropology			4		SSCA3512
Topics in Sociology			4		SSSO3612
Comparative Politics II			4		SSPS3432
Globalization and Identity			4		SSSO3631
International Organizations			4		SSSO3641
Sustainable Development A			4		SSSO3651
Sustainable Development B			4		SSSO3661
Comparative Cultures			4		SSSO3671

専門選択科目 [Business & Economics 科目群]	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
Introduction to Marketing	4				BEBA1411
Introduction to Microeconomics	4				BEEC1511
Introduction to Macroeconomics	4				BEEC1512
Principles of Business		4			BEBA2421
Global Economics		4			BEEC2521
Economic Development I		4			BEEC2531
Global Marketing			4		BEBA3431
Economic Development II			4		BEEC2532
Global Management			4		BEBA3441
Topics in Management			4		BEBA3451
International Business			4		BEBA3461
Topics in Japanese Business			4		BEBA3471
International Negotiation			4		BEBA3481
Global Leadership			4		BEBA3491

専門選択科目 [Global Issues 科目群]	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
Global Issues A		4			GISC2411
Global Issues B		4			GISC2412
Global Issues C		4			GISC2413
Global Issues D		4			GISC2414
Global Issues E		4			GISC2415

専門選択科目 [Experiential Learning 科目群]	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
Global Internship A	1				ELSC1411
Global Internship B	2				ELSC1412
Global Internship C	2				ELSC1413
Global Internship D	5				ELSC1414
Community Engagement A	1				ELSC1511
Community Engagement B	2				ELSC1512
Community Engagement C	2				ELSC1513
Community Engagement D	5				ELSC1514
Global Service Learning A	1				ELSC1611
Global Service Learning B	2				ELSC1612
Global Service Learning C	2				ELSC1613
Global Service Learning D	5				ELSC1614

※ 摘要事項

1. 「Digital Literacy I・II」は修得しなければならない。
2. 「Foundation for Global Engagement A～C」のうち2科目を修得しなければならない。
3. 「Capstone A～C」のうち1科目を修得しなければならない。
4. 「Humanities 科目群」「Social Sciences 科目群」「Business & Economics 科目群」の各群から8単位以上を修得しなければならない。
5. [Global Issues 科目群] は、留学準備教育のための授業・留学中の学修等について単位認定を行う科目とする。
6. [Experiential Learning 科目群] は、国内外の就業体験、ボランティア、サービslラーニング活動における学修(事前・事後指導含む)等について単位認定を行う科目とする。

第 2 章 単位の修得

第 1 節 授業時間

(セメスター制)

第 2 条 科目の開講方法はセメスター制とする。

- 2 本規程におけるセメスター制とは、春学期または秋学期の各学期をもって各科目を完結させる制度のことをいう。

(授業時間)

第 3 条 授業時間は表 1 に定める。

表 1 授業時間

第 1 限	第 2 限	第 3 限	第 4 限	第 5 限	第 6 限
9 : 00 ~ 10 : 30	10 : 45 ~ 12 : 15	13 : 15 ~ 14 : 45	15 : 00 ~ 16 : 30	16 : 40 ~ 18 : 10	18 : 20 ~ 19 : 50
休憩	15 分	60 分	15 分	10 分	10 分

第 2 節 単位制

(単位の修得)

第 4 条 当該学期に履修登録を行った科目(以下「履修科目」という)について単位を修得することができる。

- 2 履修科目の単位を修得するためには、授業の受講および授業外学修を行い、学則第 44 条の規定にしたがって 60 点以上の成績評価を取得しなければならない。
- 3 原則として、履修科目の授業にはすべて出席しなければならない。
- 4 履修科目の単位の認定は、各学期の基準日に在学している場合に行う。各学期の基準日は次の各号に定める。ただし、学長が学期の始期および終期を変更した場合は、この限りではない。
- (1) 春学期は 8 月 31 日。
- (2) 秋学期は 2 月末日。
- 5 授業出席に関して不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
- 6 学期末試験および授業時間内に実施される中間テストないし小テスト等各種の試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
- 7 課題レポートや論文等の作成において、剽窃またはインターネットからのコピー・アンド・ペースト等の不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

(卒業所要単位)

第 5 条 卒業に必要な総単位数は 124 単位とし、表 2 に定める所要単位をすべて修得しなければならない。

- 2 学則第 32 条第 1 項第 4 号に定める専門選択科目は、本規定上、「Humanities 科目群」「Social Sciences 科目群」「Business & Economics 科目群」「Global Issues 科目群」「Experiential Learning 科目群」の 5 つの科目群に区分する。
- 3 卒業要件 1 は、32 単位を修得しなければならない。
- 4 卒業要件 2 は、必修科目および指定科目を含めて 20 単位を修得しなければならない。
- 5 卒業要件 3 は、「Humanities 科目群」「Social Sciences 科目群」「Business & Economics 科目群」の各群から 8 単位以上を含めて、合計 72 単位以上を修得しなければならない。
- 6 3 年次終了時までには卒業所要単位を修得した場合であっても、4 年次を終了するまでは卒業できない。

表2 卒業所要単位

区分			各学年単位数				合計
			1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
卒業要件 1	専門必修科目		24	8			32
卒業要件 2	専門選択必修科目		8	8		4	20
卒業要件 3	専門 選 択 科 目	Humanities 科目群	24 (各科目群 最低 8 単位)		48		72
		Social Sciences 科目群					
		Business & Economics 科目群					
		Global Issues 科目群					
		Experiential Learning 科目群					
卒業所要単位							124

(言語運用能力の到達目標)

第 6 条 卒業所要単位 124 単位とは別に、卒業までの間に、実用英語検定は準 1 級、または TOEFL550 点 (iBT80 点) 以上、もしくは TOEIC730 点以上のいずれかの資格または得点を獲得するよう努めなければならない。

第 3 節 履修登録

(履修登録の定義)

第 7 条 履修登録とは、履修する科目を、自らの責任において、WEB 学修支援システムを通じて登録することをいう。

(履修登録の方法)

第 8 条 履修登録は学期ごとに行い、所定の期間内に完了しなければならない。

- 2 所定の期間内に履修登録を行わなかった場合は、当該学期における登録はなかったものとし、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得できない。
- 3 所定の期間内に履修登録を完了できない場合は、あらかじめ教務委員会に申し出て許可を得なければならない。
- 4 履修登録は、授業外学修に要する学修時間を考慮するとともに、4 年間の学修計画を立て、進級、卒業要件等を自ら確認したうえで慎重に行わなければならない。
- 5 本規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、履修登録時に配付する「履修マニュアル」によって公示する。

(履修確認)

第 9 条 履修確認とは、WEB 学修支援システムにおける履修登録の最終手続として、申請登録ボタンを押すことをいう。

- 2 履修確認は、自らが責任をもって所定の期間内に必ず行わなければならない。
- 3 履修確認後は、登録した科目の変更や追加等は一切認められない。

(履修登録単位数の上限)

第 10 条 各学期に履修できる単位数は、24 単位を限度とする。ただし、次の各号に定める科目等の単位数は、各学期の履修登録単位数に算入しない。

- (1) 専門選択科目のうち、「Experiential Learning 科目群」に配当する科目。
- (2) 集中講義科目。

(3) そのほか、教務委員会が指定した科目。

2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が必要と判断した場合は、各学期に 24 単位を超える履修を認めることがある。

3 他学部等特別履修制度との単位互換制度にもとづく履修科目の単位は、当該学期の履修登録単位数に算入する。

(最低履修科目数)

第 11 条 各学期において、卒業要件科目を 1 科目以上履修しなければならない。

(クラス指定科目)

第 12 条 クラス指定科目とは、あらかじめ履修の学期、曜日、時限等が指定されている科目のことであり、原則として指定の変更はできない。

(配当年次)

第 13 条 配当年次とは、当該科目が履修可能となる学年をいう。上位年次配当の科目は履修できないが、下位年次配当の科目は履修できる。

2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が特に教育上有益と判断した場合は、上位年次配当の科目の履修を認めることがある。

(不開講科目等)

第 14 条 年度や学期によって開講されない科目や集中講義となる科目がある。

2 原則として、履修者が 10 名未満の科目は不開講となる。この場合、新たな科目の追加履修はできない。

(履修者数の制限)

第 15 条 科目によって、クラスサイズを調整するために履修者数を制限することがある。

2 前項にもとづき、履修登録を行う前に抽選または学内成績、言語運用能力テスト結果を基に選考を行うことがある。

3 抽選または選考が必要な科目について、これを経ないで履修登録を行った場合は、当該科目の登録は無効となる。

(単位既修得科目)

第 16 条 単位を修得した科目は、原則として再度履修することはできない。ただし、教務委員会が指示した科目は、この限りではない。

(同一時限重複履修)

第 17 条 当該学期の同一時限に重複して科目を履修することはできない。

(再履修)

第 18 条 再履修とは、不合格になった科目を再度履修登録することをいう。再履修科目の履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(履修取消)

第 19 条 履修科目の取消は、原則として認めない。ただし、専門選択科目について、やむを得ず取り消す必要がある場合は、指定された期間内に、指示された方法で、自らの責任において履修取消の手続を行わなければならない。

2 手続を行わずに放棄した科目の成績評価は、留学等学内の諸制度の選考基準となる学内成績の平均点算出時に算入する。

(授業料その他納付金未納者の履修登録の取扱)

第 20 条 授業料その他納付金の未納者は、当該学期の履修登録は無効となり、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得することができない。

第 4 節 出欠席の取扱

(学生証の携帯)

第 21 条 授業への出席に際しては、常時、学生証を携帯しなければならない。

2 学生証不携帯は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(遅刻および早退の取扱)

第 22 条 遅刻の取扱は、授業開始後 10 分までとする。10 分を超える遅刻および早退は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(授業中の途中退出)

第 23 条 授業運営の妨げになるため、原則として授業中に教室から退出してはならない。やむを得ない事情により退出する場合は、担当教員に許可を得なければならない。

2 無断で退出した場合は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(出欠席調査)

第 24 条 出欠席調査は、所定の期間内に行う。

(調査結果の取扱)

第 25 条 出欠席調査の結果は、履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

(出席不良者に対する面談指導)

第 26 条 各学期の卒業要件科目において、所定の期間内における授業回数の 2 分の 1 以上を欠席した科目が 2 科目以上の者を出席不良者という。

2 出席不良者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、4 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。

3 出席不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、原則として保護者宛に郵送する。

(公 欠)

第 27 条 公欠は、学生細則第 36 条の規定にしたがう。公欠とは、当該授業への不参加を欠席として扱わないことをいい、当該授業における教授内容 (中間テストないし小テスト等各種の試験やレポートの提出を含む) を免除するものではない。

(傷病等欠席)

第 28 条 傷病等欠席とは、感染症 (学校保健安全法施行規則第 18 条に定めるものに限る) を除く傷病等で 1 か月未満欠席することをいい、診断書または病状証明書 (所定様式) 等を担当教員に提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

(長期欠席)

第 29 条 長期欠席とは、1 か月を超えて欠席することをいい、診断書または病状証明書 (所定様式) 等を添えて教務部に長期欠席届を提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

第 5 節 成績評価

(成績評価)

第 30 条 履修科目の成績は、学期末試験、中間テスト等の試験、レポート、授業への参加度等を総合して評価する。具体的な評価基準は、履修する科目の担当教員より授業計画書(コース・シラバス)にて公示する。

2 学期末試験、授業時間内試験、追試験等の取扱は、「国際共生学部試験規程」に定める。

(成績発表)

第 31 条 成績は学期ごとに通知する。成績の発表は点数表記とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

2 通知方法は、本人および保護者連名のうえ、原則として保護者宛に郵送する。

3 当該年度履修科目および過年度単位修得科目を、成績通知表に表記する。

(Grade Point)

第 32 条 履修科目の成績点数に応じて、相応する Grade Point を付与する。Grade Point の付与基準は表 3 に定める。

表 3 Grade Point の付与基準

成績点数	Grade Point
100 ～ 97	4.0
96 ～ 93	
92 ～ 90	3.7
89 ～ 87	3.3
86 ～ 83	3.0
82 ～ 80	2.7
79 ～ 77	2.3
76 ～ 73	2.0
72 ～ 70	1.7
69 ～ 67	1.3
66 ～ 63	1.0
62 ～ 60	0.7
59 ～ 0	0.0

(Grade Point Average)

第 33 条 学生が学修の成果を自ら検証するための指標として、Grade Point Average(以下「GPA」という) を算出する。

2 GPA を算出するための対象科目(以下「GPA 対象科目」という)は、原則として卒業要件単位に算入する全科目とする。ただし、単位認定科目等、成績点数の表記がない科目は除外する。

3 GPA の算出方法は、表 4 のとおり定める。

表 4 GPA の算出方法

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GPA 対象科目の Grade Point} \times \text{単位数}) \text{ の総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数の総和}}$$

- 4 GPA は、当該学期に履修した科目のみを算入する「学期 GPA」と、入学後に履修したすべての科目を算入する「累積 GPA」に分ける。

(Letter Grade)

第 34 条 履修成績を英文成績証明書に表記する場合は、履修科目の成績点数に応じて、相応する Letter Grade を用いる。Letter Grade の基準は表 5 に定める。

表 5 Letter Grade の基準

成績点数	Letter Grade
100 ～ 97	A+
96 ～ 93	A
92 ～ 90	A-
89 ～ 87	B+
86 ～ 83	B
82 ～ 80	B-
79 ～ 77	C+
76 ～ 73	C
72 ～ 70	C-
69 ～ 67	D+
66 ～ 63	D
62 ～ 60	D-
59 ～ 0	F
単位認定科目	T

(成績評価の取扱)

第 35 条 成績評価は、履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

- 2 学内成績の平均点算出対象科目は、過年度の不合格科目も含めた卒業要件の対象となる全履修科目とする。
- 3 一旦不合格になった科目を次学期以降に再履修した場合は、当該科目の成績および前項の平均点は上書きされる。

(成績不良者に対する面談指導)

第 36 条 各学期の卒業要件科目において、2 科目以上単位を修得できなかった者を成績不良者という。

- 2 春学期の履修科目における成績不良者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、4 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。
- 3 成績不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、春学期成績発表時に原則として保護者宛に郵送する。

第 6 節 進級、留年、成績不良による退学、除籍処分

(進 級)

第 37 条 進級とは、当該学年での学修を修了し、上位学年での学修を開始することをいう。3 年次生が 4 年次へ進級するためには、3 年次終了までに卒業要件科目 76 単位以上を修得していなければならない。ただし、本学が派遣する 1 年以上の長期留学参加者はこの限りではない。

(留年)

第 38 条 前条に定める進級要件を充足できない者は、3 年次に留年となる。

2 留年者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。クラスアドバイザーは GPA 等を勘案し成業の見込がないと判断した場合は、面談時に退学勧奨を行うことができる。

3 面談指導には、保護者を同伴させることがある。

4 年次にかかわらず 2 回目の留年のおそれがあると判断された者は、成業の見込がないとみなされ、学則第 53 条第 3 項第 2 号の規定にもとづき退学処分とされることがある。

5 同一学年次に留年が 2 回にわたる場合は、学則第 49 条第 4 号の規定にもとづき除籍する。

第 7 節 3 年次編入学

(認定対象科目)

第 39 条 認定対象科目は、本学科目の中から教務委員会が適当と認める科目とする。

(認定単位数)

第 40 条 編入学時の既修得単位の認定は、学則第 43 条第 1 項の規定にもとづき行う。

(認定基準)

第 41 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、単位を認定しないことがある。

(1) 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合

(2) 成績評価が低い場合

(修業年限)

第 42 条 3 年次編入学生の修業年限は 2 年とする。

(在学年限)

第 43 条 3 年次編入学生の在学年限は 4 年を超えることはできない。

第 8 節 既修得単位認定の取扱

(認定対象科目)

第 44 条 認定対象科目は、学則第 42 条の規定にもとづき、他の大学または短期大学における既修得単位の認定にあたって、本学科目中、専門選択科目の中から本学が指定する科目とする。

(認定単位数)

第 45 条 既修得単位の認定は、30 単位を超えない範囲で行う。

(認定基準)

第 46 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、単位を認定しないことがある。

(1) 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合。

(2) 成績評価が低い場合。

3 教務委員会が必要と判断した科目は、試験等を課すことがある。

第 3 章 科目の履修

第 1 節 総則

(教育課程表)

第 47 条 教育課程表は、別表 6 に定める。

- 2 教育課程表に表記する科目番号は、科目履修の順序や学問分野の分類等を表す。学生は、学修したい分野に関して、科目番号を勘案し、主体的かつ体系的に学修計画を立てなければならない。

(科目名称)

第 48 条 科目の末尾に表示されているローマ数字ⅠおよびⅡは、科目のレベルを表す。原則として、小さい数字の科目の単位を修得しておかなければ、続く大きい数字の科目を履修できない。ただし、教務委員会が指定する特定科目および個別の許可申請により教務委員会が履修を認めた科目は、この限りではない。

- 2 科目の末尾に表示されているアルファベット A から E は、科目の種類を表す。アルファベットの順序にかかわらず、履修希望科目を任意に選択することができる。

(先修条件)

第 49 条 特定の科目の履修にあたっては、教務委員会が指定する科目をあらかじめ修得しておかなければならない。これを先修条件という。

(指定科目の定義)

第 50 条 指定科目とは、卒業までに一定の科目数を修得しなければならない科目のことをいう。

(開講学期)

第 51 条 科目の開講学期は、開講年度の時間割に定める。

- 2 一部の科目は、通年開講や集中講義とする場合がある。

第 2 節 専門必修科目

(専門必修科目)

第 52 条 専門必修科目 8 科目 32 単位は、配当年次にしたがって、卒業までに必ず修得しなければならない。

- 2 専門必修科目の履修に替えて専門選択科目を履修させる方が望ましいと教務委員会が判断した者は、専門必修科目の一部または全部の履修を免除することがある。ただし、専門必修科目が免除になった場合は、相応する単位数を専門選択科目(他学部等特別履修科目を含む)の履修により、第 5 条に規定する卒業所要単位を修得しなければならない。

(専門必修科目のクラス編成)

第 53 条 専門必修科目の受講クラスは、教務委員会がクラス編成テストの成績にもとづき習熟度別にクラス編成を行い、時間割を指定する。

第 3 節 専門選択必修科目

(専門選択必修科目の必修科目)

第 54 条 「Digital LiteracyⅠおよびⅡ」は必修科目であり、配当年次にしたがって、卒業までに必ず修得しなければならない。

- 2 専門選択必修科目の必修科目の履修に替えて専門選択科目を履修させる方が望ましいと教務委員

会が判断した者は、専門選択必修科目の必修科目の一部または全部の履修を免除することがある。
ただし、必修科目が免除になった場合は、相応する単位数を専門選択科目（他学部等特別履修科目を含む）の履修により、第5条に規定する卒業所要単位を修得しなければならない。

（専門選択必修の指定科目）

- 第 55 条 「Foundation for Global Engagement A から C」は指定科目であり、当該科目の中から2科目を選択し、卒業までに必ず修得しなければならない。
- 2 「Capstone A から C」は指定科目であり、当該科目の中から1科目を選択し、卒業までに必ず修得しなければならない。
- 3 「Foundation for Global Engagement」および「Capstone」の履修方法は、教務委員会が指示する。

第 4 節 専門選択科目

（「Global Issues」）

- 第 56 条 「Global Issues A から E」は、留学先大学における各分野の学修を念頭に、その準備教育科目として位置付ける。
- 2 本学が派遣する留学生については、留学先大学における学修等に対し単位認定を行うことがある。

（「Global Internship」「Community Engagement」「Global Service Learning」）

- 第 57 条 「Global Internship A から D」は、国内外での就業体験に対して単位の認定を行う。
- 2 「Global Internship A から D」の履修方法は、所定の手続を完了した就業体験登録者に対して教務委員会が別途指示する。
- 3 「Community Engagement A から D」は、国内外でのボランティア活動に対して単位の認定を行う。
- 4 「Community Engagement A から D」を履修するためには、指定期間の実習計画書（所定様式）を国際交流部に提出し、事前に教務委員会の許可を得なければならない。
- 5 「Global Service Learning A から D」は、国内外でのサービス・ラーニング（社会貢献活動）に対して単位の認定を行う。
- 6 「Global Service Learning A から D」を履修するためには、指定期間の実習計画書（所定様式）を国際交流部に提出し、事前に教務委員会の許可を得なければならない。
- 7 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定の基準は次の各号に定める。
- (1) 30 時間以上 60 時間未満の実習に対して 1 単位を認定する。
- (2) 60 時間以上 120 時間未満の実習に対して 2 単位を認定する。
- (3) 150 時間以上 180 時間未満の実習に対して 5 単位を認定する。
- 8 冬期または春期休暇中に行った実習は、次年度春学期の履修科目として単位の認定を行う。4 年次学年末の春期休暇に行った実習の単位の認定は行わない。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。
- 9 春学期授業終了後から 8 月までの学休期に行った実習は、当該年度秋学期の履修科目として単位の認定を行う。8 月卒業予定者の単位の認定は行わない。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

- 10 当該学期の履修科目として取り扱うためには、当該学期の授業終了日までに単位認定に必要な報告書等の書類を所管部署へ提出しなければならない。
- 11 各学期間で所定の実習時間数を充足できない場合は、次学期以降に行う実習時間を加算することができる。希望者は、各学期終了までに実習継続願(所定様式)を所管部署へ提出し、教務委員会の許可を得なければならない。この場合は、実習内容を変更しても構わない。
- 12 その他、必要な事項は、教務委員会が別途指示する。

第 4 章 長期海外就業体験

(長期海外就業体験の定義)

第 58 条 本章で定める長期海外就業体験とは、原則として 3 か月以上の実習をいう。

(対象となる実習)

第 59 条 対象となる実習は、その目的、活動内容等について、教務委員会が適当と判断し、承認するものに限る。

(参加資格)

第 60 条 各学年において次の各号の条件すべてを充足する者に参加資格を与える。

- (1) 参加時に 2 年次生以上であること。
- (2) 3 年次生は、第 63 条に記載の単位認定対象科目のみで進級要件を充足できる者。
- (3) 4 年次生は、第 63 条に記載の単位認定対象科目のみで卒業要件を充足できる者。
- (4) そのほか、所轄の委員会が公示する募集要項の定める条件を充足する者。

(履修許可)

第 61 条 履修を希望する者は、指定期間の実習計画書 (所定様式) を所轄の委員会等に提出し、教務委員会の許可を得なければならない。

- 2 本学以外の各種企業、機関、団体等が企画、実施する実習は、教務委員会が事前に本章の適用の可否を判定する。

(単位の認定)

第 62 条 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 1 号および第 2 号の規定を適用する。

- 2 単位数は、実習時間 30 時間以上 60 時間未満をもって 1 単位、60 時間以上 120 時間未満をもって 2 単位、150 時間以上 180 時間未満をもって 5 単位とする。
- 3 当該学期の授業終了日までに実習を終え、単位認定に必要な所定の書類一式を教務部へ提出した場合に限り、当該学期の履修科目として単位認定の対象とする。
- 4 学休期を利用して実施する短期の就業体験は、本規程第 56 条 (「Global Internship」 「Community Engagement」 「Global Service Learning」) の規定にもとづき単位の認定を行う。

(単位認定対象科目および単位数)

第 63 条 単位認定対象科目は、表 7 に定める。 認定単位数の上限は、原則として、実習期間が 6 か月未満の場合は 20 単位、6 か月以上は 30 単位とする。

表 7 長期海外就業体験単位認定対象科目

単位認定対象科目
Global Issues A から E、Global Internship A から D

第 5 章 他学部等特別履修制度

(対象科目)

第 64 条 履修対象科目は、開講学部等が指定する科目とする。

(申込資格)

第 65 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生以上の者。ただし、教務委員会が特に認めた場合は、この限りではない。
- (2) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

第 66 条 在学中に修得できる単位数は、原則として 40 単位を限度とする。

- 2 教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、40 単位を超えて履修を許可することがある。

(履修許可)

第 67 条 履修を希望する者は、別に定める「他学部等特別履修生募集要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

- 2 前項による履修可否は、科目を開講する当該学部等の学生の受講人数を勘案のうえ、判定を行う。
- 3 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は、原則として認められない。

(履修期間)

第 68 条 他学部等特別履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(科目の読み替え)

第 69 条 履修科目の成績は、原則として、本学部の専門選択科目の単位として読み替えを行う。

(受講料)

第 70 条 他学部等特別履修にともなう登録料や授業料等は徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は、履修生本人が負担しなければならない。

第 6 章 雑 則

(雑 則)

第 71 条 留学に関する単位の取扱は、「関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部留学規程」に定める。

第 72 条 本規程に定めるもののほか、必要事項は教務委員会がその都度指示する。

第 7 章 改 廃

(改 廃)

第 73 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 2024 年 4 月 1 日

附 則

1. 本規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規程は 2024 年度入学生から適用し、2023 年度以前入学生は従前どおりとする。